

平成21年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
ジェイエフイーホールディングス株式会社

代表取締役社長 數土 文夫

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月24日（水曜日）17時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記71頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」にしたがって、平成21年6月24日（水曜日）24時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間
(末尾記載のご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第7期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 役員賞与支給の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第7号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

4. 招集にあたってのその他決定事項

- (1) 書面と電磁的方法(インターネット等)により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法(インターネット等)によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する株主の方1名様に委任するに限られておりますので、ご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類および提供書面に修正すべき事項が生じた場合には、法令の定めにより、修正後の事項を当社ホームページ(アドレス<http://www.jfe-holdings.co.jp/>)に掲載させていただきますので、ご了承ください。

第 7 期 事 業 報 告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

【当期のグループ業績】

JFEグループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業としての持続的な成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めてまいりました。

当期におきましては、第2次中期経営計画の最終年度として、安定的な高収益体質の確立に取り組んだ結果、昨年来の世界規模での急激な景気後退、株式・為替市場の大幅な変動等、経営環境が激変するなかで、引き続き高い水準の収益を確保することができました。

事業会社各社におきましては、それぞれの事業の特性と環境に応じた活動を展開してまいりました。

〈JFEスチール株式会社の業績〉

JFEスチール株式会社は、年度後半以降の国内外の大幅な需要の減少が大きく影響し、高炉2基を休止する等、大幅な減産を余儀なくされ、当期連結粗鋼生産量は、2,928万トンと、前期に比べ減少いたしました。

売上高につきましては、販売数量は大幅に減少したものの、販売価格の上昇もあり、連結売上高は3兆4,233億円と前期に比べ増収となりました。

経常利益につきましては、販売価格上昇による売上高の増加ならびに懸命なコスト削減に努めたものの、原料価格の上昇に加え、年度後半における販売数量の減少が大きく影響し、連結経常利益は4,125億円となり、前期に比べ減益となりました。

〈JFEエンジニアリング株式会社の業績〉

JFEエンジニアリング株式会社は、厳しい事業環境ではありますが、鋼構造部門の売上増加を中心に、連結売上高は3,382億円と前期に比べ増収となりました。損益につきましては、徹底したコスト削減による収益確保に努めた結果、連結経常利益は99億円と前期に比べ増益となりました。

〈ユニバーサル造船株式会社の業績〉

ユニバーサル造船株式会社は、新造船30隻を引渡し、売上高は1,814億円となりました。損益につきましては、全社をあげてコストダウン運動を展

開しましたが、鋼材を中心とした資機材の高騰および円高の影響により、将来の損失を引当てたため、114億円の経常損失となりました。なお、のれんの償却を含んだ当社造船事業の経常損失は、149億円となりました。

〈その他の事業会社の業績〉

JFE都市開発株式会社は、分譲マンション事業の市況悪化および引渡戸数の減少等により、連結売上高は251億円、連結経常損失は37億円と前期に比べ減益となりました。

川崎マイクロエレクトロニクス株式会社は、液晶パネル向け製品をはじめとした全般的な需要急減の影響により、連結売上高は278億円、連結経常損失は42億円と、前期に比べ減収・減益となりました。

JFE技研株式会社は、主としてJFEスチール株式会社およびJFEエンジニアリング株式会社からの各種受託研究および次世代技術に関する研究開発に積極的に取り組んでまいりました。

〈当社連結決算の状況〉

以上の結果、当社単体業績等と合わせ、当期における連結売上高は3兆9,082億円、連結営業利益は4,078億円、連結経常利益は4,005億円と前期に比べ増収・減益となりました。また、足元の株式市況の下落を受けて552億円の投資有価証券評価損を計上したこと等により特別損益は695億円の損失となり、連結での税金等調整前当期純利益は3,310億円、連結当期純利益は1,942億円となりました。

〈当社単体の業績〉

当社は、事業会社5社より計50億円を経営管理料として受け取りました。また、JFEスチール株式会社等より受取配当金として計1,000億円を受領いたしました。

その結果、当期の当社の営業利益は1,018億円、経常利益は1,018億円となりました。また、104億円の関係会社株式評価損を計上したこと等により特別損益は119億円の損失となり、当期純利益は894億円となりました。

当期末の剰余金の配当につきましては、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた戦略的投資や研究開発の一層の強化に機動的に対応可能な財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施するという方針のもと、現下の厳しい状況や次期以降の景況の不透明感を考慮し、1株当たり30円で株主総会におはかりすることといたしました。これにより年間では中間配当金60円と合わせ、1株当たり90円としております。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【対処すべき課題】

JFEグループを取り巻く事業環境は、世界的な金融危機が实体经济に影響を及ぼし、昨年秋以降、急激に悪化しております。鉄鋼事業の内需・外需はかつて経験のない急速な落ち込みとなっており、今後も引き続き厳しい経営環境が続くと予想されます。

このような経営環境のもと、JFEグループといたしましては、大幅な経費節減や設備投資の圧縮等により、損益分岐点の低減に向けた活動を徹底的に進めております。

一方で、JFEグループの将来の飛躍に向けた基本方針は不変であり、平成21年度からの中期経営計画におきましても、今後の事業環境を見極めながら、成長戦略に挑戦してまいります。そのために、将来の成長と飛躍に必要となる大型投資に機動的に対応するための財務体質の更なる改善と、世界最高の技術をもって社会に貢献するという企業理念に立ち、各事業部門とも研究開発・商品開発を加速させオンリーワン・ナンバーワン商品の開発に引き続き取り組んでまいります。

主な事業会社におきましては、事業の特性に応じた諸施策を展開してまいります。

JFEスチール株式会社におきましては、中長期的に増大する高級鋼への需要に応えるために、国内での粗鋼3,300万トン体制（連結粗鋼3,700万トン）を確立する検討を既に終えており、経済環境の好転時には、迅速に成長と収益向上に結びつけてまいります。加えて、海外での成長機会を捉え、将来の飛躍を図るために、原料立地・鋼材消費立地の一貫製鉄所建設について、常に情報収集と分析を行ない、実現可能性と適切な投資タイミングを検討してまいります。また、これら成長の実現に必要な、販売体制の構築、お客様満足度向上、およびグローバル化に対応した人材の確保・育成への取り組みを強化してまいります。

さらに、社内で最も優れた技術を製鉄所・製造所間で水平展開し、品質向上、リードタイム短縮、歩留まり向上、製造コスト削減、設備安定化等、総合的な製造実力の向上を図り、加えて、投資効率を踏まえた資源権益取得や低品質原料の使用拡大を推進し、これまで以上に競争力のある原料の安定調達に取り組んでまいります。

JFEエンジニアリング株式会社におきましては、お客様ニーズに迅速に対応していくため、本年4月に子会社を再編・統合し、計画・設計から施工までを一貫して所管する体制といたしました。この体制のもと、商品ごとの収益責任を明確にし、一層の収益向上と事業基盤の強化を図ってまいりま

す。また、同時に技術研究所を設置し、事業戦略と一体化した研究開発を推進し、新たな商品の創出に積極的に取り組んでまいります。

ユニバーサル造船株式会社におきましては、中国・韓国との熾烈な競争のなか、徹底したマーケティング活動によってお客様ニーズに合った船舶をタイムリーに開発・建造するとともに、徹底的なコスト削減に取り組んでまいります。さらに、主力商品の大型タンカー・バルクキャリアに経営資源を集中投入し、更なる効率化、事業基盤の強化を進めるとともに、安定的に収益を計上する体質を確立し、この分野における世界最強を目指します。あわせて、他社との経営統合も継続して検討してまいります。

さらに、より効率的なグループ事業運営を図るために、体制の見直しに着手いたしました。

JFE都市開発株式会社におきましては、「マンション事業を中心とした遊休地の再開発により、グループで保有する不動産の有効活用と価値増大を図る」という当初の事業目的を、ほぼ達成いたしました。今後は既存の保有不動産の資産活用を中心に、グループ全体で効率的な事業体制のあり方を検討してまいります。

川崎マイクロエレクトロニクス株式会社におきましては、極めて厳しい経営環境の中で、事業の存続を懸けた抜本的な収益改善策に全力で取り組んでまいります。その一環として宇都宮工場は平成21年度末をもって閉鎖することといたします。

なお、技術開発につきましては、お客様や社会のニーズを先取りした新商品開発のスピードアップに加え、10年先を見据えた革新的なプロセス技術・利用技術の開発や、画期的な新商品開発を加速させるため、4月1日付でグループ研究開発体制を見直し、JFE技研株式会社をJFEスチール株式会社スチール研究所とJFEエンジニアリング株式会社技術研究所に発展的に再編いたしました。

このようにグループの経営課題を着実に実行していくために当社は、株主利益に適うグループ経営および健全なコーポレート・ガバナンスの要として、その機能を充実していくとともに、更に効率的な運営を図ってまいります。

なお、JFEスチール株式会社は、昨年6月に公正取引委員会から鋼管杭および鋼矢板の販売に関し、独占禁止法違反に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

また、JFE鋼板株式会社は、亜鉛鍍金鋼板の販売に関して、社内調査の結果独占禁止法違反と見做される行為がありましたことから、公正取引委員

会に自主的に報告するとともに課徴金減免制度の適用申請を行ないました。

JFEエンジニアリング株式会社は、ごみ焼却施設建設工事に関し、平成18年6月、公正取引委員会から独占禁止法違反を認定し排除措置を命じる審判審決を受けましたが、同年7月、東京高等裁判所に対し審決取消訴訟を提起しておりました。平成20年9月、東京高等裁判所にて審決取消請求が棄却されましたが、同年10月、最高裁判所に上告しております。

また、JFE工建株式会社は、新潟市が発注した下水道推進工事の入札に関して平成16年7月、公正取引委員会から独占禁止法違反を認定した排除勧告を受け、審判手続中でありましたが、昨年7月、公正取引委員会より同意審決を受けました。さらに、同社は、財団法人東京都新都市建設公社が発注した土木工事の入札に関して平成13年12月、公正取引委員会から独占禁止法違反を認定した課徴金納付命令を受け、審判手続中でありましたが、昨年7月、公正取引委員会が行なった審判審決を受け入れました。

JFEグループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続し、企業としての持続的成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、JFEグループに対し、なお一層のご理解をいただくとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 生産、受注および販売の状況

当期における当社および連結子会社の生産、受注および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。

①生産の状況

(単位：千t)

区 分	第 6 期 (平成19年度)	第7期(当期) (平成20年度)	増減(比率)
鉄鋼事業(粗鋼生産量)	34,273	29,280	△14.6%

②受注の状況

(単位：百万円)

区 分	第 6 期 (平成19年度)	第7期(当期) (平成20年度)	増減(比率)
エンジニアリング事業	290,291	328,390	13.1%
造船事業	—	101,904	—

③販売の状況

(単位：百万円)

区 分	第 6 期 (平成19年度)	第7期(当期) (平成20年度)	増減(比率)
鉄鋼事業	3,203,342	3,423,365	6.9%
エンジニアリング事業	314,247	338,285	7.6%
造船事業	—	181,412	—
都市開発事業	25,573	25,170	△1.6%
LSI事業	42,946	27,849	△35.2%
消去又は全社	△46,306	△87,801	—
合 計	3,539,802	3,908,282	10.4%

(3) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社の設備投資総額は、2,895億円であり、主なものは以下のとおりであります。

①当期に完成した主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

東日本製鉄所(京浜地区) シャフト炉新設工事

西日本製鉄所(倉敷地区) 1 CDQ新設工事

知多製造所

中径シームレス生産能力増強工事

JFE条鋼株式会社

仙台製造所リフレッシュ工事

②当期継続中の主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

西日本製鉄所(倉敷地区) 第3高炉改修工事

(4) 資金調達の状況

当社および連結子会社は、グループの所要資金として長期借入金ならびに普通社債の発行により計6,009億円を調達いたしました。

なお、借入金・社債等残高につきましては、前期に比べ4,868億円増加し、1兆7,687億円となりました。

(5) 財産および損益の状況

①当社連結の財産および損益の状況

区 分	第 4 期 (平成17年度)	第 5 期 (平成18年度)	第 6 期 (平成19年度)	第7期(当期) (平成20年度)
売 上 高 (百万円)	3,098,374	3,260,447	3,539,802	3,908,282
営 業 利 益 (百万円)	517,171	503,938	510,518	407,806
経 常 利 益 (百万円)	517,313	513,520	502,974	400,562
当期純利益 (百万円)	325,996	299,683	261,845	194,229
1株当たり当期純利益	555円02銭	513円58銭	450円58銭	355円64銭
純 資 産 (百万円)	1,310,381	1,539,621	1,541,680	1,378,041
総 資 産 (百万円)	3,630,322	3,872,142	4,170,080	4,328,901

②当社単体の財産および損益の状況

区 分	第 4 期 (平成17年度)	第 5 期 (平成18年度)	第 6 期 (平成19年度)	第7期(当期) (平成20年度)
営 業 収 益 (百万円)	114,342	302,442	309,055	126,705
営 業 利 益 (百万円)	107,333	291,578	292,288	101,818
経 常 利 益 (百万円)	107,303	291,548	292,227	101,818
当期純利益 (百万円)	106,810	291,481	291,176	89,478
1株当たり当期純利益	182円11銭	499円52銭	501円04銭	163円75銭
純 資 産 (百万円)	942,467	1,107,621	1,189,009	1,057,113
総 資 産 (百万円)	1,502,928	1,860,234	2,310,715	2,743,871

(注) ①および②について、第5期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

①当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業をはじめとする事業会社の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

②鉄鋼事業 [JFEスチール株式会社およびその関係会社]

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

(主要製品) 鉄鋼製品 (レール、鋼矢板、H形鋼、形鋼、棒鋼、線材、厚鋼板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、電磁鋼板、ステンレス鋼板、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、チタン製品)、鋼材加工製品、太陽電池原料、化学製品、鉄鋼スラグ製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫

業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、鋼構造物、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

③エンジニアリング事業〔JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社〕

エネルギー、都市環境、リサイクル、鋼構造、産業システム等に関するエンジニアリング事業

(主要製品) ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG低温タンクおよび各種タンク、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物・建築鉄骨等鋼構造物、物流システム、エンジン、シールド掘進機等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、新省エネ空調システム、カーボンナノチューブ等

④造船事業〔ユニバーサル造船株式会社およびその関係会社〕

一般商船および艦船等の設計・製造・販売・修繕

(主要製品) 大型一般商船(タンカー、バルカー、鉾石運搬船、LNG船、LPG船ほか)、大型海洋構造物、オフショア船、護衛艦、補給艦、輸送艦、掃海艇、巡視船、砕氷艦、その他各種艦艇、防衛装備品、舶用機械、産業用ロボット等

⑤都市開発事業〔JFE都市開発株式会社およびその関係会社〕

大規模複合開発、マンション分譲、不動産ソリューション、資産活用等

(主要製品) 分譲マンション、賃貸オフィスビル、不動産コンサルティング等

⑥LSI事業〔川崎マイクロエレクトロニクス株式会社およびその関係会社〕

各種LSI製品の製造・販売等

(主要製品) ASIC(特定用途向け集積回路)を中心とした半導体製品等

⑦その他〔JFE技研株式会社〕

鉄鋼事業、エンジニアリング事業に共通する中核技術ならびに成長分野プロジェクトの研究開発

(注) 平成21年4月1日にJFE技研株式会社が持つエンジニアリング関連の研究機能をJFEエンジニアリング株式会社へ移転するとともに、JFE技研株式会社をJFEスチール株式会社へ統合いたしました。

(7) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況（平成21年3月31日現在）

①当社

本 社	本社（東京都千代田区）
-----	-------------

②鉄鋼事業（JFEスチール株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、千葉支社、神奈川支社（横浜市）、新潟支社、静岡支社、北陸支社（富山市）、岡山支社、中国支社（広島市）、四国支社（高松市）、九州支社（福岡市）、長崎営業所、沖縄営業所（那覇市）
工 場	東日本製鉄所（千葉市・川崎市）、西日本製鉄所（倉敷市・福山市）、知多製造所（半田市）
研 究 所 海外事務所等	スチール研究所（千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市） ニューヨーク、ヒューストン、ブリスベン、ブラジル、ロンドン、ニューデリー、シンガポール、バンコック、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

③エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）、横浜本社
支 社 等	大阪支社、神戸営業所、四国営業所（高松市）、名古屋支社、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、青森営業所（八戸市）、千葉支社、東京支社（東京都千代田区）、神奈川支社（横浜市）、新潟支社、静岡支社、北陸営業所（富山市）、中国支社（広島市）、山口営業所（防府市）、九州支社（福岡市）、沖縄支店（那覇市）、熊本営業所
工 場	鶴見事業所（横浜市）、津製作所、清水製作所（静岡市）、播磨製作所（兵庫県加古郡）
研 究 所 海外事務所等	生産施工技術センター（横浜市） 香港、ヤンゴン

④造船事業（ユニバーサル造船株式会社）

本 社	本社（川崎市）
工 場	京浜事業所（横浜市）、津事業所、舞鶴事業所、因島事業所（尾道市）、有明事業所（熊本県玉名郡）
研 究 所 海外事務所等	技術研究所（津市） ロンドン

⑤都市開発事業（JFE都市開発株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）
営業所等	川崎渡田事務所、関西支店（大阪市）

⑥LSI事業（川崎マイクロエレクトロニクス株式会社）

本 社	本社（千葉県）
工 場	宇都宮工場（栃木県芳賀郡）
海外事務所等	台湾、インド

⑦その他（JFE技研株式会社）

本 社	本社（川崎市）
-----	---------

- (注)1. 海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。
 2. 平成21年4月1日にJFE技研株式会社が持つエンジニアリング関連の研究機能をJFEエンジニアリング株式会社へ移転するとともに、JFE技研株式会社をJFEスチール株式会社へ統合いたしました。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記(9)重要な子会社等の状況（13頁～16頁）に記載いたしております。

(8) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

当社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

①当社および連結子会社の従業員数

事業の種類	従業員数（名）
鉄鋼事業	45,090
エンジニアリング事業	7,558
造船事業	2,628
都市開発事業	347
LSI事業	731
全社（共通）	193
合 計	56,547

- (注)1. 全社（共通）は、当社およびJFE技研株式会社の従業員数であります。
 2. 平成21年4月1日にJFE技研株式会社が持つエンジニアリング関連の研究機能をJFEエンジニアリング株式会社へ移転するとともに、JFE技研株式会社をJFEスチール株式会社へ統合いたしました。

②当社の従業員の状態

従業員数(名)	(前期末比増減)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
50	(1名減)	42.7	20.3

- (注) 1. 他社への出向者1名は含めておりません。
 2. 平均勤続年数の算定にあたり、JFEスチール株式会社およびJFEエンジニアリング株式会社からの出向者については、両社での勤続年数を通算いたしております。

(9) 重要な子会社等の状態 (平成21年3月31日現在)

①重要な子会社の状態

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議 決 権 比率(%)
【鉄 鋼 事 業】				
JFEスチール株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
JFE条鋼株式会社	東京都港区	形鋼、棒鋼、線材製品の製造・販売	45,000	※100.0
JFEケミカル株式会社	東京都台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
ダイワスチール株式会社	大阪市	電炉による棒鋼の製造・販売	5,050	※92.4
JFE建材株式会社	東京都中央区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※96.4
JFE鋼板株式会社	東京都中央区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※98.4
JFE物流株式会社	東京都千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.1
JFEコンテナ株式会社	東京都文京区	各種容器類の製造・販売	2,365	※54.2
JFEシビル株式会社	東京都台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
JFEミネラル株式会社	東京都港区	鋳業・鋳製品の製造・加工・販売、鉄鋼スラグ製品・機能素材の製造・販売	2,000	※99.9
JFEライフ株式会社	東京都台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※99.9
JFEメカニカル株式会社	東京都台東区	機械装置の製造・販売、設備管理・建設工事の請負	1,700	※93.8
豊平製鋼株式会社	札幌市	電炉による棒鋼の製造・販売、各種鋼構造物の製造・販売	1,560	※51.3
JFE鋼管株式会社	千葉県市原市	電縫鋼管の製造・販売	1,437	※98.4
JFEシステムズ株式会社	東京都墨田区	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,390	※67.7

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議 決 権 比率(%)
水島合金鉄株式会社	岡山県 倉敷市	合金鉄の製造・販売	1,257	※93.8
JFE継手株式会社	大阪府 岸和田市	鋼管継手の製造・販売	958	※86.6
JFE炉材株式会社	兵庫県 赤穂市	各種耐火物の製造・販売、築炉工事 の請負	948	※99.0
JFE鋼材株式会社	東京都 中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※94.5
JFEマテリアル株式会社	富山県 射水市	合金鉄の製造・販売	450	※98.0
JFE精密株式会社	新潟市	素形材製品の製造・販売	450	※100.0
リバースチール株式会社	横浜市	鉄鋼製品の加工・販売、土木建築工 事の請負	450	※90.0
JFE電制株式会社	神戸市	電気工事、電気通信工事、設備管理 の請負	400	※100.0
JFE電磁鋼板株式会社	大阪市	電磁鋼板の加工・販売	400	※99.9
東北スチール株式会社	仙台市	電炉による棒鋼の製造・販売	300	※94.2
JFEテクノリサーチ 株 式 会 社	東京都 中央区	材料分析・解析、環境調査、技術情 報調査、知的財産支援	100	※100.0
タイ・コーテッド・スチール・シート ・カンパニー・リミテッド	タイ バンコック	電気亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバツ 2,206	※81.4
【エンジニアリング事業】				
JFEエンジニアリング株式会社	東京都 千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
JFE工建株式会社	横浜市	鋼管敷設、鋼構造物・エネルギープ ラント工事、土木・建築等総合建設 業	3,494	※100.0
JFE環境ソリューションズ 株 式 会 社	横浜市	各種プラント、機器の設計・製作・施 工・保守・販売	1,360	※100.0
JFE環境株式会社	横浜市	使用済みプラスチック等の総合資源 化リサイクル	650	※100.0
JFE環境サービス株式会社	横浜市	ゴミ処理施設、水処理施設等の運 転・維持管理	97	※100.0
【造船事業】				
ユニバーサル造船株式会社	川崎市	船舶の設計・製造・販売・修繕	25,000	84.9
【都市開発事業】				
JFE都市開発株式会社	東京都 千代田区	都市開発事業	3,000	100.0

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議 決 権 比率(%)
【L S I 事 業】				
川崎マイクロエレクトロ ニクス株式会社	千葉市	半導体集積回路の設計・製造・販売	5,046	99.7
【そ の 他 の 事 業】				
株 式 会 社 J F E ファイナンス	東京都 千代田区	グループ金融	50	100.0
J F E 技 研 株 式 会 社	川崎市	鉄鋼事業、エンジニアリング事業に 共通する中核技術ならびに成長分野 プロジェクトの研究開発	10	100.0

- ・ JFEシビル株式会社は、JFEグループ内の建築事業強化を図るため、平成21年4月1日にJFE工建株式会社との建築事業を事業譲渡により取得いたしました。
- ・ JFE炉材株式会社は、事業規模の拡大、経営基盤の強化や需要先向け安定供給体制の強化等を図るため、平成21年10月1日に品川白煉瓦株式会社と合併し、品川リフラクトリーズ株式会社として発足する予定であります。
- ・ 前期に記載しておりました株式会社JFE甲南スチールセンターは、JFEグループ内の鋼板加工体制・販売体制の強化を図るため、平成20年4月1日にJFEスチール株式会社が保有する株式をJFE商事株式会社に譲渡したことにより同社の子会社となり、同日JFE商事甲南スチールセンター株式会社に商号を変更しております。
- ・ 前期に記載しておりました川鉄橋梁鉄構株式会社は、JFEグループ内の鋼構造物事業の強化を図るため、平成20年4月1日にJFEエンジニアリング株式会社と合併いたしました。
- ・ JFEエンジニアリング株式会社は、計画・設計から施工までの一貫体制に移行するため、平成21年4月1日に、JFE工建株式会社、JFE環境ソリューションズ株式会社を含む4社を統合いたしました。
- ・ 平成21年4月1日にJFE技研株式会社が持つエンジニアリング関連の研究機能をJFEエンジニアリング株式会社へ移転するとともに、JFE技研株式会社をJFEスチール株式会社へ統合いたしました。
- ・ 当期における連結子会社は、上記各社を含め208社であります。

②重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議 決 権 比率(%)
【鉄 鋼 事 業】				
日伯鉄鉱石株式会社	東京都 港区	ブラジルにおける鉄鉱石鉱山事業への投資	118,348	※19.3
JFE商事ホールディングス 株 式 会 社	大阪府 大阪市	JFE商事グループの経営戦略立案・ 管理ならびにそれらに付帯する業務	20,000	※39.5
瀬戸内共同火力株式会社	広島県 福山市	火力発電・電力の卸売	5,000	※50.0
ジェコス株式会社	東京都 中央区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※39.4
日本 鑄 造 株 式 会 社	川崎市	鑄鋼品等の製造・販売	2,102	※42.1
株 式 会 社 エ ク サ	川崎市	各種コンピュータシステムの開発・ 販売	1,250	※49.0
株式会社JFEサンソセンター	広島県 福山市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス 等の製造・販売	90	※40.0
東 国 製 鋼 株 式 会 社	大韓民国 ソウル	鉄鋼製品の製造・販売	百万ウォン 421,185	※15.0
タイ・コールド・ワールド ・スチール・シート・パブリック ・カンパニー・リミテッド	タイ バンコック	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバーツ 10,703	※22.4
広州JFE鋼板有限公司	中 国 広 州	冷延および溶融亜鉛鍍金鋼板の製 造・販売	百万人民元 2,439	※50.0
カリフォルニア・スチール ・インダストリーズ・インク	米 国 フォンタナ	鉄鋼製品の製造・販売	千米ドル 40,000	※50.0
【エンジニアリング事業】				
スチールプランテック株式会社	横浜市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※25.6
日本 鑄 鉄 管 株 式 会 社	東京都 中央区	鑄鉄管の製造・販売	1,855	※29.3
エヌケーケーシームレス 鋼 管 株 式 会 社	川崎市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	※49.0

- ・当期より日伯鉄鉱石株式会社を重要な関連会社として記載いたしました。
- ・当期における持分法適用会社は、上記各社を含め39社であります。

(10) 主要な借入先(平成21年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	145,219
株式会社三井住友銀行	73,490
株式会社三菱東京UFJ銀行	71,084
日本生命保険相互会社	65,300

2. 会社の株式に関する事項(平成21年3月31日現在)

- (1) 株式数 発行可能株式総数 2,298,000,000株
発行済株式の総数 614,438,399株
(うち自己株式数 85,220,627株)
- (2) 株主総数 337,210名
- (3) 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	39,591	7.5
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	33,544	6.3
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	32,582	6.2
日本生命保険相互会社	22,639	4.3
第一生命保険相互会社	15,985	3.0
株式会社みずほコーポレート銀行	14,351	2.7
東京海上日動火災保険株式会社	9,975	1.9
株式会社損害保険ジャパン	8,419	1.6
明治安田生命保険相互会社	7,163	1.4
オーデュー05オムニバス チャイナトリーティ808150	5,286	1.0

(注) 上記のほか、当社は自己株式85,220,627株を保有いたしており、出資比率の算定においては自己株式を除いて算出したしております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

現に発行している新株予約権（平成21年3月31日現在）

(1) 2009年満期円貨建保証付転換社債型新株予約権付社債

発行日	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	発行価額	行使価額	権利行使期間
平成16年6月14日	804個	普通株式 2,378,354株	無償	3,465円	平成16年6月28日～ 平成21年6月10日

(2) 第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

発行日	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	発行価額	行使価額	権利行使期間
平成20年3月17日	300個	普通株式 35,169,988株	無償	8,530円	平成20年3月17日～ 平成25年7月22日

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況および重要な兼職の状況
代表取締役社長	数 土 文 夫	財団法人JFE21世紀財団理事長
代表取締役	山 崎 敏 邦	JFEスチール株式会社取締役
代表取締役	林 田 英 治	JFEエンジニアリング株式会社取締役、ユニバーサル造船株式会社取締役
取締役	馬 田 一	JFEスチール株式会社代表取締役社長
取締役	岸 本 純 幸	JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長
取締役	丹 羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
取締役	浅 井 滋 生	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ東海 館長
監査役（常勤）	宮 崎 徹 夫	JFEエンジニアリング株式会社監査役、ユニバーサル造船株式会社監査役
監査役（常勤）	久 保 國 興	JFE都市開発株式会社監査役、川崎マイクロエレクトロニクス株式会社監査役
監 査 役	西之原 敏 州	中央不動産株式会社特別顧問
監 査 役	若 杉 敬 明	東京経済大学経営学部教授

(注) 1. 平成21年3月31日付で、取締役の地位が次のとおり変更となりました。

氏名	異動後の地位	異動前の地位
山崎敏邦	取締役	代表取締役
林田英治	取締役	代表取締役

2. 取締役山崎敏邦氏は、平成21年4月1日付で、JFEスチール株式会社取締役を退任いたしました。
3. 取締役林田英治氏は、平成21年4月1日付で、JFEエンジニアリング株式会社取締役、ユニバーサル造船株式会社取締役を退任するとともに、JFEスチール株式会社代表取締役に就任いたしました。
4. 平成21年4月1日付で、取締役の地位が次のとおり変更となりました。

氏名	異動後の地位	異動前の地位
馬田一	代表取締役	取締役

5. 取締役丹羽宇一郎および浅井滋生の両氏は、社外取締役であります。
6. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
取締役	森山雄一	平成20年6月26日
取締役	齊藤脩	平成20年6月26日

7. 監査役宮崎徹夫氏は、平成21年4月1日付で、JFEエンジニアリング株式会社監査役を退任いたしました。
8. 監査役西之原敏州および若杉敬明の両氏は、社外監査役であります。
9. 監査役宮崎徹夫氏は、当社の代表取締役副社長として財務部門および経理部門を統括していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役西之原敏州氏は、株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）の代表取締役副頭取として、財務部門および経理部門を統括していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役若杉敬明氏は、企業金融および資本市場等を専門分野として幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 平成21年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	分担
社長	数士文夫	CEO（最高経営責任者）
副社長	山崎敏邦	財務・IR部、経理部の統括
専務	林田英治	総務部の統括、企画部、経理部の担当、企画部長
専務	笹本前雄	総務部の担当
専務	岡田伸一	財務・IR部の担当

・当期中に退任した執行役員は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任年月日
副 社 長	山 崎 敏 邦	平成21年3月31日
専 務	林 田 英 治	平成21年3月31日
専 務	笹 本 前 雄	平成21年3月31日

・平成21年4月1日付で執行役員の地位および分担が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	分 担
副 社 長	若 林 公 平	総務部、企画部、財務・IR部、経理部の統括
専 務	岩 波 秀 樹	総務部、経理部の担当
専 務	岡 田 伸 一	企画部、財務・IR部の担当

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

	人 員	報酬等の額
取 締 役	9名	415,108千円
監 査 役	4名	122,729千円

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役2名を含んでおります。
 2. 報酬等の額のうち、社外役員4名の報酬等の合計額は55,659千円であります。
 3. 報酬等の額には、平成21年6月25日開催の第7回定時株主総会に提出予定の「役員賞与支給の件」に基づく取締役賞与金83,450千円および監査役賞与金20,550千円がそれぞれ含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の社外役員の兼任状況

地 位	氏 名	兼任の状況
取 締 役	丹 羽 宇 一 郎	日本碍子株式会社社外取締役
監 査 役	若 杉 敬 明	株式会社リコー社外取締役 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ社外監査役

②当事業年度における活動状況

・取締役 丹羽宇一郎

当事業年度開催の取締役会17回のうち14回に出席し、グローバルな企業経営の豊富な経験および多数の公的な役職を務められた経験に基づき、適宜発言しております。

- ・取締役 浅井滋生
当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、現代鉄鋼産業の技術に関する長年の研究に基づく深い知見と高い見識から、適宜発言しております。
- ・監査役 西之原敏州
当事業年度開催の取締役会17回および監査役会14回のすべてに出席し、主に企業経営の豊富な経験、財務・会計への深い知見から、適宜発言しております。
- ・監査役 若杉敬明
当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に、監査役会14回のすべてに出席し、主にコーポレート・ガバナンスおよびファイナンスに関する長年の学識経験を踏まえて、適宜発言しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は全ての社外取締役および社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

18,000千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

499,507千円

③②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

487,427千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、タイ・コーテッド・スチール・シート・カンパニー・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを取締役会に請求いたします。

取締役会は、監査役会からの請求があった場合は検討のうえ、また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき以下の基本方針にしたがい、整備し運用しております。財務報告に係る内部統制につきましても、整備を図っております。

当社は、「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしたがって構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。

(イ) コンプライアンス委員会を設置し、倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。

- (ウ) 倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度（企業倫理ホットライン）を整備し、適切に運用する。
- (エ) 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査する。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役会、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくり決定する。
 - (イ) 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (ア) 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしたいがい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
 - (イ) 経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
 - (ウ) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 事業活動、倫理法令遵守、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じ適切な会議体において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。
 - (イ) 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア) JFEグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備する。
 - (イ) リスク管理体制
 - 当社は、グループ経営に関する重要事項について、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。事業会社（当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社）は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。

(ウ) 倫理法令遵守体制

当社は、JFEグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。また、事業会社コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。

事業会社は、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。

事業会社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。

(エ) 財務報告・情報開示体制

JFEグループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置く。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事については、監査役と協議する。

(3) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(イ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様迅速に必要な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することといたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

・企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

・当社発足以来の実績

当社発足後の第1次中期経営計画（平成15～17年度）および第2次中期経営計画（平成18～20年度）においては、その創設の狙いを最大限発揮することにより、収益性の高い企業体質の確立と、将来の成長に向けた基盤作りに着実に取り組み、高い水準の収益をあげることができました。

・新たな成長戦略の推進

世界規模での景気後退が進んでおり、経営環境が激変しましたが、当社グループは、事業の特性に応じた成長と飛躍の足がかりを構築してまいります。

鉄鋼事業におきましては、中長期的に増大する高級鋼への需要に合わせるために、国内での粗鋼3,300万トン体制（連結粗鋼3,700万トン）を確立する検討を既に終えており、経済環境の好転時には、迅速に成長と収益向上に結びつけてまいります。加えて、海外での成長機会を捉え、将来の飛躍を図るために、原料立地・鋼材消費立地の一貫製鉄

所建設について、常に情報収集と分析を行ない、実現可能性と適切な投資タイミングを検討してまいります。

エンジニアリング事業におきましては、技術研究所を設置し、事業戦略と一体化した研究開発を推進し、新たな商品の創出に積極的に取り組んでまいります。

・コーポレート・ガバナンス強化

当社では、経営の透明性および公平性を徹底することにより、企業価値および株主共同の利益の向上を目指し、第2次中期経営計画の期間中までにコーポレート・ガバナンスに関する各種制度・仕組を整備・構築してまいりました。

複数の特性の異なる事業から構成されている当社グループにおいては、各事業の執行を当社グループに属する事業会社に委ねる体制を採る一方、純粋持株会社である当社は、グループ経営の統括により経営の実効性を改善するとともに、社外監査役を含む監査役監査、社外取締役の登用、取締役任期の短縮によりコーポレート・ガバナンス強化を図ってまいりました。

今後の事業運営に際しましても、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスを徹底し、企業価値および株主共同の利益を向上させてまいります。

・全てのステークホルダーの皆様とともに

当社グループでは、製鉄所見学会などを開催して当社株主の皆様とコミュニケーションを深めるほか、お客様との技術的連携を通じた我が国製造業の競争力向上への貢献、地球環境保全に役立つ技術開発や、定期的な中途採用を含む雇用の促進、健全な労使関係、安全な労働環境、地域社会との共存などに努めるなど、全てのステークホルダーの皆様からご支持とご協力がいただけるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年3月1日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」という。）を導入することを決議し、同日付の当社プレスリリースで公表いたしました。

本対応方針により、具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を

取得しようとする大規模買付者に対し、大規模買付行為完了後の経営方針および事業計画等の提示を事前に求めます。その後一定期間、当社取締役会は、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該提案内容が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値、株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行ない、取締役会としての意見を開示するとともに、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。また、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会が大規模買付行為を抑止するための措置の発動を勧告した場合には、それを最大限尊重した上で、外部専門家の意見も参考にしつつ、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置の発動を行なうことがあります。

- (4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置することに加え、本対応方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,761,121	流 動 負 債	1,290,961
現金及び預金	217,990	支払手形及び買掛金	352,315
受取手形及び売掛金	535,199	短期借入金	188,918
商品及び製品	238,798	コマーシャル・ペーパー	175,935
仕 掛 品	182,996	1年内償還予定の社債	40,000
原材料及び貯蔵品	406,539	1年内償還予定の新株予約権付社債	8,049
繰延税金資産	52,301	未払法人税等	48,043
そ の 他	128,171	工事損失引当金	26,401
貸倒引当金	△876	そ の 他	451,295
固 定 資 産	2,565,946	固 定 負 債	1,659,899
有形固定資産	1,843,232	社 債	259,994
建物及び構築物	446,922	新株予約権付社債	300,000
機械装置及び運搬具	748,746	長期借入金	795,849
土 地	531,601	繰延税金負債	7,703
建設仮勘定	76,280	再評価に係る繰延税金負債	14,366
そ の 他	39,681	退職給付引当金	144,586
無形固定資産	79,786	特別修繕引当金	41,778
投資その他の資産	642,927	特定事業損失引当金	44,711
投資有価証券	448,014	そ の 他	50,908
繰延税金資産	93,214		
そ の 他	107,274	負 債 合 計	2,950,860
貸倒引当金	△5,576		
繰 延 資 産	1,834	(純資産の部)	
社債発行費	1,834	株 主 資 本	1,382,947
		資 本 金	147,143
		資 本 剰 余 金	657,387
		利 益 剰 余 金	1,005,066
		自 己 株 式	△426,649
		評価・換算差額等	△47,052
		その他有価証券評価差額金	△12,575
		繰延ヘッジ損益	△1,221
		土地再評価差額金	14,755
		為替換算調整勘定	△48,010
		少 数 株 主 持 分	42,145
		純 資 産 合 計	1,378,041
資 産 合 計	4,328,901	負 債 純 資 産 合 計	4,328,901

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		3,908,282
売 上 原 価		3,199,268
売 上 総 利 益		709,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		301,207
営 業 利 益		407,806
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,233	
受 取 配 当 金	9,003	
受 取 賃 貸 料	7,024	
た な 卸 資 産 関 係 益	13,023	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	22,867	
そ の 他	8,737	61,889
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,506	
固 定 資 産 除 売 却 損	19,540	
そ の 他	27,086	69,133
経 常 利 益		400,562
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13,788	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	3,256	17,044
特 別 損 失		
減 損 損 失	21,265	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	55,268	
L S I 事 業 構 造 改 革 費 用	6,568	
本 社 等 移 転 集 約 関 連 損 失	3,465	86,568
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		331,038
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	131,212	
法 人 税 等 調 整 額 (損)	5,396	136,609
少 数 株 主 利 益		199
当 期 純 利 益		194,229

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	147,143	657,597	897,969	△270,927	1,431,782
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減			△10,507		△10,507
期中の変動額					
剰余金の配当			△67,422		△67,422
当期純利益			194,229		194,229
自己株式の取得				△156,483	△156,483
自己株式の処分		△209	△153	761	398
土地再評価差額金の取崩			△9,049		△9,049
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)					
期中の変動額合計	—	△209	117,604	△155,722	△38,327
平成21年3月31日残高	147,143	657,387	1,005,066	△426,649	1,382,947

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	72,491	△469	5,658	△12,949	64,731	45,167	1,541,680
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減							△10,507
期中の変動額							
剰余金の配当							△67,422
当期純利益							194,229
自己株式の取得							△156,483
自己株式の処分							398
土地再評価差額金の取崩							△9,049
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)	△85,067	△751	9,096	△35,060	△111,783	△3,021	△114,804
期中の変動額合計	△85,067	△751	9,096	△35,060	△111,783	△3,021	△153,132
平成21年3月31日残高	△12,575	△1,221	14,755	△48,010	△47,052	42,145	1,378,041

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 208社

主要な連結子会社の名称は、事業報告の「重要な子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度より、重要性の観点等により11社を連結の範囲に加えております。また、10社を連結の範囲より除外しております。これは合併（3社）、株式譲渡（3社）、清算（4社）によるものであります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

JFEテクノマニラ・インク

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はその資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財産および損益の状態に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものであるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 39社

主要な持分法適用会社の名称は、事業報告の「重要な関連会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度より、新規設立により1社を持分法適用の範囲に加えております。また、1社を持分法適用の範囲から除外しております。これは株式譲渡（1社）によるものであります。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主な会社の名称等

(非連結子会社) JFEテクノマニラ・インク

(関連会社) 日伸運輸㈱

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

タイ・コーテッド・スチール・シート・カンパニー・リミテッドをはじめとする一部の連結子会社（国内3社、海外37社）の決算日は12月31日または3月20日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社については連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため当該会社の決算日の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として、連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

主として、移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

主として、後入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 特別修繕引当金

溶鉱炉および熱風炉等の改修に要する費用の支出に備えるため、次回の改修費用見積額を次回の改修までの期間に按分して繰入れております。

④ 特定事業損失引当金

将来、損失の発生が見込まれることとなった一部特定の廃棄物処理事業等について、当該損失発生に備えるため、翌連結会計年度以降の損失発生見込額を見積り計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事についての翌連結会計年度以降の損失発生見込額を見積り計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 収益の計上基準

エンジニアリング事業の請負工事に係る収益計上は長期・大型の請負工事（工期1年超、請負金額1億円以上）については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準によっております。

造船事業の請負工事に係る収益計上は長期・大型の請負工事（工期1年以上、請負金額10億円以上）については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準によっております。

- ② 繰延資産の処理方法
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却（僅少なものは支出時に全額費用処理）しております。
 - ③ 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ④ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項
5年間で均等償却しております。なお、僅少なものは発生期に償却しております。
7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
- (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準
通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として取得原価をもって貸借対照表価額とする原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による原価法により算定しております。
これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は17,555百万円それぞれ減少しております。
 - (2) リース取引に関する会計基準等
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当連結会計年度から適用し、従来の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。
この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。
 - (3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響はありません。
 - (4) 表示方法の変更
連結貸借対照表において、当連結会計年度より、流動資産の「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」および流動負債の「工事損失引当金」について区分表示しております。なお、前連結会計年度の「商品及び製品」は249,773百万円、「仕掛品」は177,262百万円、「原材料及び貯蔵品」は294,404百万円で流動資産の「棚卸資産」に、「工事損失引当金」は18,296百万円で流動負債の「その他」にそれぞれ含めて掲記しております。
連結損益計算書において、当連結会計年度より、営業外収益の「受取利息」「受取配当金」「受取賃貸料」「たな卸資産関係益」および営業外費用の「固定資産除売却損」について区分表示しております。なお、前連結会計年度の「受取利息」は1,758百万円、「受取配当金」は7,576百万円で営業外収益の「受取利息及び配当金」に、「受取賃貸料」は7,676百万円、「たな卸資産関係益」は9,125百万円で営業外収益の「その他の収益」に、「固定資産

除売却損」は14,531百万円で営業外費用の「その他の費用」にそれぞれ含めて掲記しております。

8. 追加情報

法人税法上の法定耐用年数の見直しを踏まえ、当連結会計年度より、機械装置等の一部について、耐用年数を変更しております。

これにより、当連結会計年度の減価償却費は7,723百万円増加し、営業利益は7,400百万円、経常利益および税金等調整前当期純利益は7,474百万円それぞれ減少しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	11,200百万円
有形固定資産	74,544百万円
無形固定資産	69百万円
投資有価証券	5,874百万円
(注) 有形固定資産のうち、工場財団抵当等に供しているもの	72,425百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	4,043百万円
長期借入金	13,785百万円
前受金返還等銀行保証	
宅地建物取引業法第25条の規定による営業保証金の供託	
(注) 上記のうち、工場財団抵当等によるもの	
短期借入金	2,535百万円
長期借入金	6,854百万円

この他、連結子会社の当社に対する短期貸付金（連結子会社の計算書類上の帳簿価額11,600百万円）について設備の性能保証債務に対する担保設定がなされております。

また、連結子会社株式（連結子会社の計算書類上の帳簿価額325百万円）について質権設定を予約しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	5,710,951百万円
--	--------------

3. 保証債務および保証予約等

下記会社の金融機関借入金等について保証を行っております。

広州JFE鋼板有限公司	7,803百万円
タイ・コールド・ロール・スチール・シート・パブリック・カンパニー・リミテッド	2,851百万円
その他	1,505百万円
計	12,160百万円

上記の他、水島エコワークス㈱に関し将来発生の可能性がある債務について保証を行っております。

当連結会計年度における保証限度額	3,915百万円
------------------	----------

4. 受取手形割引高および裏書譲渡高

	267百万円
--	--------

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当期末の発行済株式の種類および総数

普通株式

614,438,399株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	34,283	60	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年10月24日 取締役会	普通株式	33,138	60	平成20年9月30日	平成20年11月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末後となるもの

付 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	15,876	利益剰余金	30	平成21年3月31日	平成21年6月26日

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産

2,526円26銭

2. 1株当たり当期純利益

355円64銭

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円
税金等調整前当期純利益	331,038
減価償却費	247,774
引当金の増減額(△は減少)	△9,014
受取利息及び受取配当金	△10,236
支払利息	22,506
売上債権の増減額(△は増加)	34,863
たな卸資産の増減額(△は増加)	△110,769
仕入債務の増減額(△は減少)	△134,847
その他の	45,064
小計	416,378
利息及び配当金の受取額	20,726
利息の支払額	△21,550
法人税等の支払額	△171,842
営業活動によるキャッシュ・フロー計	243,712
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△291,667
固定資産の売却による収入	4,490
投資有価証券の取得による支出	△77,521
投資有価証券の売却による収入	19,856
その他の	△5,295
投資活動によるキャッシュ・フロー計	△350,136
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△1,770
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	144,957
長期借入れによる収入	500,907
長期借入金の返済による支出	△174,103
社債の発行による収入	100,000
社債の償還による支出	△80,000
自己株式の取得による支出	△154,350
親会社による配当金の支払額	△67,379
その他の	△8,194
財務活動によるキャッシュ・フロー計	260,065
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	653
V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	154,296
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	52,178
VII. 連結範囲の変更による増減額(減少:△)	131
VIII. 現金及び現金同等物の期末残高	206,605

(ご参考)

事業の種類別セグメント情報 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	造船事業	都市開発事業	LSI事業	計	消去又は 全社	連結
I 売上高、営業損益及び経常利益 売上高 (1) 外部顧客に対する売上高 (2) セグメント間の内部売上高又は振替高	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3,355,365	319,598	181,306	24,161	27,849	3,908,282	—	3,908,282
	67,999	18,687	105	1,008	—	87,801	△87,801	—
計	3,423,365	338,285	181,412	25,170	27,849	3,996,083	△87,801	3,908,282
営業費用	2,998,279	333,672	196,663	28,785	31,853	3,589,253	△88,777	3,500,476
営業利益 (△は営業損失)	425,085	4,612	△15,250	△3,614	△4,003	406,829	976	407,806
経常利益 (△は経常損失)	412,591	9,950	△14,944	△3,775	△4,213	399,609	953	400,562
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出 資産	3,631,671	372,820	244,330	45,010	20,862	4,314,696	14,205	4,328,901
減価償却費	231,159	6,599	5,124	568	3,943	247,392	378	247,774
減損損失	20,685	579	—	—	3,963	25,228	—	25,228
資本的支出	273,653	4,867	6,731	1,726	2,280	289,259	323	289,582

(注) 1. 事業区分の方法

当社グループの事業会社体制に基づき区分しております。事業会社体制に基づく事業区分および各区分の主要な事業の内容については、前記「第7期事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 主要な事業内容」(9頁～10頁)に記載しております。

- ユニバーサル造船株式会社は、従来、エンジニアリング事業の持分法適用会社でありましたが、平成20年3月31日にて、当社が当該会社株式を取得し、子会社となりました。これに伴い、前連結会計年度末より、当該事業について、「造船事業」として区分表示しております。
- 従来、鉄鋼事業に属しておりました川鉄橋梁鉄構株式会社については、JFEグループ内の鋼構造物事業の強化を図るため、平成20年3月31日にJFEスチール株式会社が保有する株式を当社に譲渡したうえで、平成20年4月1日にJFEエンジニアリング株式会社と合併いたしました。これに伴い、前連結会計年度末において同社の帰属先をエンジニアリング事業に変更しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	603,212	流動負債	381,552
現金及び預金	152,623	短期借入金	153,500
営業未収入金	4,382	コマーシャル・ペーパー	175,935
短期貸付金	428,041	一年内償還予定の新株予約権付社債	8,049
繰延税金資産	83	リース債務	1
未収入金	17,897	未払金	6,954
その他	185	未払費用	4,465
固定資産	2,138,888	未払法人税等	20,889
有形固定資産	715	預り金	11,652
建物	669	取締役・監査役賞与引当金	104
構築物	0	固定負債	1,305,204
機械及び装置	1	社債	239,994
車両運搬具	0	新株予約権付社債	300,000
工具、器具及び備品	37	長期借入金	763,500
リース資産	5	リース債務	4
建設仮勘定	0	執行役員退職慰労引当金	41
無形固定資産	48	本社移転損失引当金	1,549
特許権	5	その他	115
商標権	38	負債合計	1,686,757
ソフトウェア	4	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,138,123	株主資本	1,057,113
関係会社株式	906,555	資本金	147,143
出資金	4	資本剰余金	772,574
長期貸付金	1,230,100	資本準備金	772,574
長期前払費用	10	利益剰余金	561,908
繰延税金資産	694	その他利益剰余金	561,908
その他	759	繰越利益剰余金	561,908
繰延資産	1,770	自己株式	△424,511
社債発行費	1,770	純資産合計	1,057,113
資産合計	2,743,871	負債純資産合計	2,743,871

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取配当金	100,082	
金融収益	21,611	
経営管理料	5,011	126,705
営業費用		
金融費用	20,605	
一般管理費	4,281	24,886
営業利益		101,818
経常利益		101,818
特別損失		
関係会社株式評価損	10,436	
本社移転損失引当金繰入額	1,549	11,985
税引前当期純利益		89,832
法人税、住民税及び事業税		854
法人税等調整額（益）		500
当期純利益		89,478

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
平成20年3月31日残高	147,143	772,574	209	540,004	△270,922	1,189,009
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△67,422		△67,422
当期純利益				89,478		89,478
自己株式の取得					△154,350	△154,350
自己株式の処分			△209	△153	761	398
事業年度中の変動額合計	-	-	△209	21,903	△153,588	△131,895
平成21年3月31日残高	147,143	772,574	-	561,908	△424,511	1,057,113

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 関係会社株式は移動平均法による原価法によっております。
 (2) 有形固定資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を除く）の減価償却の方法は、建物は定額法、その他は定率法によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

なお、当事業年度より、法人税法上の法定耐用年数の見直しを踏まえ、機械及び装置について、耐用年数を変更しております。

この変更による当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。

- (3) 社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却（僅少なものは支出時に全額費用処理）しております。

株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

- (4) 取締役・監査役賞与引当金は、取締役・監査役賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

執行役員退職慰労引当金は、執行役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期未要支給額を計上しております。

本社移転損失引当金は、来春に予定されている本社移転に伴い発生する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

- (5) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

- (6) 連結納税制度を適用しております。

- (7) (リース取引に関する会計基準等)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度から適用し、従来の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。

この変更による当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響はありません。

2. 貸借対照表等に関する注記

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 188百万円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 450,328百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 1,230,100百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 17,466百万円 |
| (3) 取締役及び監査役に対する金銭債務 | 115百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業収益		126,698百万円
営業費用		1,126百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	85,220,627株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、本社移転損失引当金、未払賞与等によるものであり、評価性引当額を控除しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	1,997円50銭
1株当たり当期純利益	163円75銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 数土 文夫 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	氏 原 修 一	㊟	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿 部 修 二	㊟	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市之瀬	申	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 裕 輔	㊟	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 数土 文夫 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	氏 原 修 一 [㊟]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿 部 修 二 [㊟]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市之瀬 申 [㊟]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 裕 輔 [㊟]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第127条第1号および第2号に掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびこれらの附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の子会社における独占禁止法に係る件については、グループ全体で再発防止およびコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤） 宮 崎 徹 夫 ㊟

監査役（常勤） 久 保 國 興 ㊟

社 外 監 査 役 西 之 原 敏 州 ㊟

社 外 監 査 役 若 杉 敬 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、平成18年3月に策定いたしました第2次中期経営計画において、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施することを基本方針といたしております。

当期末の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、現下の厳しい損益状況や次期以降の景況の不透明感を考慮しつつ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金30円 総額 15,876,533,160円

なお、昨年11月に中間配当として1株につき金60円お支払いしておりますので、当期の年間を通じた剰余金の配当は1株につき金90円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月26日

第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち5名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案し、各々取締役賞与金総額83,450千円（うち社外取締役分8,480千円）、監査役賞与金総額20,550千円を支給することといたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行なうものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同日の施行日をもって当社の

株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、第8条（株券の発行）を削除するものであります。
 (2) 株券を発行する旨の規定の廃止により、第9条第2項の単元未満株式に係る株券に関する規定を削除するとともに、第11条第3項の株券喪失登録簿に関する規定に所要の変更を行なうものであります。

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨附則を設けるものであります。

(3) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、第9条第1項の実質株主に関する規定および第11条第3項の実質株主名簿に関する規定に所要の変更を行なうものであります。

(4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行)	(削る)
<u>第8条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。	
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
<u>第9条</u> 当会社は、100株をもって、株主(実質株主を含む。以下同じ。)が株主総会において1個の議決権を行使できる1単元の株式とする。	<u>第8条</u> 当会社は、100株をもって、株主が株主総会において1個の議決権を行使できる1単元の株式とする。
<u>②</u> 当会社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u> に係る株券を発行しない。	(削る)
(単元未満株式の買増)	(単元未満株式の買増)
<u>第10条</u> (条文省略)	<u>第9条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>第12条 ↳ (条文省略)</p> <p>第46条</p>	<p>第11条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第45条</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条</u> 本附則は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって本附則を削除するものとする。</p>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者（6名）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位ならびに他の法人等の代表状況等	所有する当社株式の数
1	す と ふみ お 数 土 文 夫 (昭和16年3月3日生)	昭和39年 4月 川崎製鉄株式会社入社 平成 6年 6月 同社取締役 平成 9年 6月 同社常務取締役 平成12年 6月 同社取締役副社長（代表取締役） 平成13年 6月 同社取締役社長（代表取締役） 平成14年 9月 当社取締役 平成15年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長 平成17年 4月 同上退任 当社代表取締役社長（現任） (他の法人等の代表状況) 財団法人JFE21世紀財団理事長 (執行役員 の 分担) CEO（最高経営責任者）	15,800株
2	ば だ 一 馬 田 一 (昭和23年10月7日生)	昭和48年 4月 川崎製鉄株式会社入社 平成12年 6月 同社取締役 平成15年 4月 JFEスチール株式会社専務執行役員 平成17年 4月 同社代表取締役社長（現任） 平成17年 6月 当社取締役 平成21年 4月 当社代表取締役（現任） (他の法人等の代表状況) JFEスチール株式会社代表取締役社長	13,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位ならびに 他の法人等の代表状況等	所有する 当社株式の数
3	わか ばやし こう へい 若林 公平 (昭和24年4月27日生)	昭和47年 4月 川崎製鉄株式会社入社 平成13年 6月 同社取締役 平成15年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員 平成16年 4月 同社専務執行役員 平成19年 4月 同社代表取締役副社長 平成21年 3月 同社執行役員副社長退任 平成21年 4月 同社取締役(現任) 当社執行役員副社長(現任) (執行役員の分担) 総務部、企画部、財務・IR部および経理部の統括	8,600株
4	きし もと すみ ゆき 岸本 純幸 (昭和20年8月24日生)	昭和45年 4月 日本鋼管株式会社入社 平成 9年 6月 同社取締役 平成11年 4月 同社常務取締役 平成12年 4月 同社専務(執行役員) 平成14年 2月 同社副社長(執行役員) 平成14年 6月 同社代表取締役 平成15年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役副社長 平成17年 4月 同上退任 JFE物流株式会社代表取締役社長 平成20年 4月 同上退任 JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長(現任) 平成20年 6月 当社取締役(現任) (他の法人等の代表状況) JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長	5,525株
5	に わ う いち ろう 丹羽 宇一郎 (昭和14年1月29日生)	昭和37年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成 9年 4月 同社取締役副社長 平成10年 4月 同社取締役社長 平成16年 6月 同社取締役会長(現任) 平成19年 6月 当社取締役(現任)	1,000株
6	あさ い しげ お 浅井 滋生 (昭和18年9月13日生)	昭和63年 4月 名古屋大学工学部教授 平成 9年 4月 同大学大学院工学研究科教授 平成10年 4月 同大学評議員 平成19年 4月 同大学名誉教授(現任) 独立行政法人科学技術振興機構JSTイノベーションプラザ東海 館長(現任) 平成19年 6月 当社取締役(現任)	1,700株

- (注) 1. 候補者数土文夫氏は、財団法人JFE21世紀財団の理事長を兼務しております。当社は同財団法人に対し寄付を行っており、また同財団法人から事務所賃貸収入があります。
その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者丹羽宇一郎および浅井滋生の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 丹羽宇一郎氏
同氏は、グローバルな視点による企業経営の経験が豊富であることに加え、政府の地方分権改革推進委員会委員長等多数の公的な役職を務められ、社会全体を見据えた公正中立な視点から多くの提言をされる等幅広い活躍をされております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見、高い見識および2年間の当社社外取締役としての実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しいと判断したものであります。
- ② 浅井滋生氏
同氏は、現代の鉄鋼産業技術に関する世界的な権威であり、社団法人日本鉄鋼協会会長を務められる等、世界の鉄鋼業界の事情に精通されております。当社におきましては、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、こうした同氏の深い知見、高い見識および2年間の当社社外取締役としての実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しく、職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
丹羽宇一郎および浅井滋生の両氏は現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、両氏とも本総会終結の時をもって2年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、丹羽宇一郎および浅井滋生の両氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、両氏が取締役に就任された場合、引き続き両氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- (4) 在任中に不当な業務執行が行なわれた事実ならびにその事実の発生予防および発生後の対応について
丹羽宇一郎氏は、現在伊藤忠商事株式会社取締役会長を務めておりますが、同氏の在任期間中に、同社において元従業員1名が外国産飲料用エタノールに係る取引に関し不適切な会計処理を行っていた事実がありました。また、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械および資機材等を、モンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引に関し、販売取引に物流を伴わない実質的な金融支援取引が含まれていた事実がありました。同氏は上記いずれの事実にも関与しておりません。また、平素より社内の

コンプライアンス・内部統制の強化に努めており、事実発覚後も再発防止に向けた諸施策につき提言を行なう等、その職責を果たしております。

第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役宮崎徹夫および久保國興の両氏の任期が満了いたしますので、改めて監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者（2名）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位ならびに 他の法人等の代表状況等	所有する 当社株式の数
1	やまざきとしくに 山崎敏邦 (昭和21年1月13日生)	昭和43年 4月 日本鋼管株式会社入社 平成11年 6月 同社取締役 平成12年 4月 同社常務（執行役員） 平成13年 4月 同社専務（執行役員） 平成14年 9月 当社専務執行役員 平成17年 4月 当社執行役員副社長 平成17年 6月 当社代表取締役 平成21年 3月 当社執行役員副社長退任 平成21年 4月 当社取締役（現任）	9,544株
2	あきたくにお 秋田邦生 (昭和21年8月27日生)	昭和45年 4月 日本鋼管株式会社入社 平成13年 4月 同社常務（執行役員） 平成15年 4月 JFEスチール株式会社専務執行役員 平成17年 3月 同上退任 平成17年 4月 JFEライフ株式会社代表取締役社長（現任） (他の法人等の代表状況) JFEライフ株式会社代表取締役社長	2,565株

- (注) 1. 候補者秋田邦生氏は、当社子会社JFEライフ株式会社の代表取締役社長を退任する予定です。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案については監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役候補者（1名）

氏名 (生年月日)	略歴および地位ならびに 他の法人等の代表状況等	所有する 当社株式の数
さ いき いきお 佐 長 功 (昭和36年8月11日生)	平成元年 4月 弁護士登録 平成元年 4月 銀座法律事務所（現阿部・井窪・片山法律事務所）入所 平成10年 1月 同所パートナー（現任）	0株

- (注) 1. 候補者佐長 功氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

佐長 功氏につきましては、同氏が弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しており、また他社の社外監査役を務めている実績からも、監査役に就任された場合、独立した立場から大所高所からの観点をもって、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。

また、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

同氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。

第7号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

当社は、平成19年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本方針」という。）」の導入を決定し、同年6月26日開催の第5回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本方針を継続してまいりました。本方針は、当社株式に関する大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるように、買付行為の提案者および当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。本方針の有効期限は、本総会終結の時までとなっていることから、本方針の内容の一部を以下のとおり改定し継続することにつき、ご承認いただきたいと存じます。本議案につき本総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針の有効期限満了後、本方針の継続は行なわないことといたします。

一部改定の主な内容につきましては、以下のとおりであり、今回本方針の基本的な仕組みは変更しておりません。

〔一部改定の主な内容〕

- ・ 金融商品取引法施行、株券電子化などの関係法令の整備・変更を踏まえた所要の修正
- ・ 大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した旨を開示することの明確化
- ・ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において例外的に対抗措置を発動するための要件の明確化
- ・ 取締役会から独立した特別委員会が必要に応じて勧告内容を開示することの明確化

なお、本方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行なう者を「大規模買付者」という。）に関する当社の対応方針を定めたものであり、その内容は下記のとおりであります。また、特別委員会は、取締役会で定める特別委員会規程（その概要は別紙1「特別委員会規程の概要」のとおり。）に従って運用され、本年6月3日現在の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙2「特別委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。

記

1. 本方針導入に関する基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社は、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様へ迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針があります。

なお、大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響、ならびに本方針に基づく対抗措置の発動について、取締役会判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、社外取締役等を中心とする特別委員会を設置いたしております。

2. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行なわれることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものであります。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりであります。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針および事業計画
- ⑤大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくことといたします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。また、当社取締役会は、大規模買付者による必要かつ十分な大規模買付情報の提供が完了したと認めた場合には、その旨を速やかに開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものいたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行なう場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりといたします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値および株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値および株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断したときは、3. (1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。当社取締役会は、かかる判断に際して、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、

特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行ないます。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行なう場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買取者の利益を実現する経営を行なうような行為
- ③会社の資産を買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的の二段階買取（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なうことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行なう場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される場合

(iv) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適當な買付である場合

(3) 特別委員会の設置

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な

企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものいたします。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものいたします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行いません。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。なお、特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示するものいたします。

4. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行いません。対抗措置を発動した場合に、その発動に伴って当社株主の皆様がとる必要のある手続きとして、新株予約権の取得のためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日における最終の株主名簿に記録される必要があるほか、その発行方法によっては、所定の期間内に申込みをしていただく必要もあります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行なった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 本方針の有効期限

本総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期限は、本総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様といたします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものといたします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、特別委員会の勧告を最大限尊重して本方針を修正する場合があります。なお、当社の取締役の任期は1年とされているため、本方針の廃止または修正は、毎年の株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。

注1：特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものといたします。

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立し、当社の社外取締役または社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から、取締役会の決議により選任される。その職務を行なうに際しては、善良なる管理者の注意義務を負う。
- ・特別委員会の委員の任期は、取締役会の決議により定める。
- ・特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、特別委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行なわない。
 1. 本方針の対象となる大規模買付行為の認定
 2. 本方針に基づく新株予約権の発行（無償割当を含む）または不発行
 3. 本方針に基づくその他の対抗措置の発動または不発動
 4. 本方針の見直し・廃止
 5. その他本方針に関連し、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・特別委員会は、各特別委員会委員および代表取締役社長が招集する。
- ・特別委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く特別委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行なう。但し、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうことができる。
- ・特別委員会は、適切な判断を確保するために、決議を行なうに際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。
- ・特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示する。

特別委員会委員の氏名および略歴

本年6月3日現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

丹羽 宇一郎 (にわ ういちろう)

伊藤忠商事株式会社 取締役会長

〔略歴〕

昭和14年1月29日生まれ

昭和37年 4月 伊藤忠商事株式会社入社

平成 9年 4月 同社取締役副社長

平成10年 4月 同社取締役社長

平成16年 6月 同社取締役会長 (現任)

平成19年 6月 当社社外取締役 (現任)

〔主な兼職〕

政府 地方分権改革推進委員会 委員長

日本郵政株式会社 社外取締役

日本碍子株式会社 社外取締役

朝日生命保険相互会社 監査役 (非常勤)

特定非営利活動法人国連WFP協会 会長

浅井 滋生 (あさい しげお)

独立行政法人科学技術振興機構 JSTイノベーションプラザ東海 館長

〔略歴〕

昭和18年9月13日生まれ

昭和63年 4月 名古屋大学工学部教授

平成 9年 4月 同大学大学院工学研究科教授

平成10年 4月 同大学評議員

平成19年 4月 同大学名誉教授 (現任)、独立行政法人科学技術振興機構 JSTイノベーションプラザ東海 館長 (現任)

平成19年 6月 当社社外取締役 (現任)

〔主な兼職〕

日本学術会議 連携委員

本多記念会 理事

若杉 敬明（わかすぎ たかあき）

東京経済大学経営学部教授

〔略歴〕

昭和18年3月11日生まれ

昭和60年 6月 東京大学経済学部教授

平成16年 4月 東京経済大学経営学部教授（現任）

平成16年 6月 東京大学名誉教授（現任）

平成18年 6月 当社社外監査役（現任）

〔主な兼職〕

内閣府 国民生活審議会 委員

総務省 情報通信行政・郵政行政審議会 委員

財務省 財政制度等審議会財政投融资分科会 臨時委員

一般社団法人日本コーポレート・ガバナンス研究所 理事長・所長

株式会社リコー 社外取締役

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 社外監査役

財団法人日本証券経済研究所 理事

財団法人資本市場研究会 理事

財団法人年金シニアプラン総合研究機構 理事

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ. 記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行なうことがある。

(2) 割当対象株主

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において

当社取締役会が別途定める数とする。但し、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、対象株式数に次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、1円以上で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める金額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為を行なう者のうち、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除いた者(以下「大規模買付者」という。)およびその関連者(以下、大規模買付者およびその関連者を併せて「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者と

みなされる者を含む。)、または(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含む。)を行なう者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)をいう。

②議決権割合とは、(i)特定株主グループが、①の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の所有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいう。)も計算上考慮されるものとする。)、または(ii)特定株主グループが、①の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。)の合計をいう。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいう。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいう。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

③ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとする。

①当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)

②当社を支配する意図がなく上記1)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)に記載する要件に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)に記載する要件に該当しなくなったと当社取締役会が認めた者

③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)①(i)に記載する要件に該当することになっ

た者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当する旨当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含み、また、一定の条件の下に当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所、大阪証券取引所または名古屋証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基つかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由

により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権者は、当社に対し、非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)項3)および4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
 - ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。)が提出されているか否か
 - ②譲渡人および譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

④譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者および取得がなされる日までに当社所定の書式による書面（非適格者に該当せず、かつ、交付される株式を非適格者に該当する者のために保有しようとしている者ではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項の誓約を含む。）を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本2) 前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- (10) 新株予約権の行使請求受付場所
新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される
行使請求受付場所
- (11) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関
新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される
払込取扱金融機関
- (12) 新株予約権者に対する通知等
- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
 - 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。
- (13) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成21年6月3日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使に際してご留意いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
議決権行使コードおよびパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものですので管理には十分ご注意ください。なお、行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。
- (3) インターネットによる議決権行使の期限は、平成21年6月24日（水曜日）24時といたしますが、お早めに行使いただきますようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによつて、複数回数、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。
なお、行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできません。
- (2) 招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に記載された株主様の議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. お問い合わせ先

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話0120-768-524（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～21:00 土日休日除く）
- (2) 上記(1)以外のお問い合わせ先
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話0120-288-324（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～17:00 土日休日除く）

【議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以上

第7回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間
TEL 03(3504)1111 (代表)

下車駅 J R ・山手線・京浜東北線／有楽町駅…徒歩5分
地下鉄 ・東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線／
日比谷駅…徒歩3分
・都営三田線／内幸町駅…徒歩3分
・東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線／銀座駅
…徒歩5分

